

各管区警察局長(総務監察・広域調整)部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長  
(参考送付先)  
警察大学校長

原議保存期間5年  
(平成31年3月31日まで)

警察庁丁生経発第178号  
平成25年8月1日  
警察庁生活安全局  
生活経済対策管理官

## 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号。以下「改正法」という。)は、平成24年9月5日公布された。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成24年政令第296号)により、平成25年9月1日から施行されるので、法の適用上遺漏のないようにされたい。

### 記

#### 第1 改正法制定の趣旨

平成17年に動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の一部改正が行われてから5年以上が経過し、この間の法の施行状況を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により、改正法が制定された。

#### 第2 改正法の概要

##### 1 法の目的

法の目的が、人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境への影響の防止だけでなく、動物の健康及び安全の保持を図ることの双方であることを明示し、「人と動物の共生する社会の実現」が法の目指すものであることを示した(改正法第1条)。

##### 2 動物取扱業者の適正化

###### (1) 第一種動物取扱業

現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、当該業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないとした(改正法第10条第1項)。

この規定に違反して、第一種動物取扱業を営んだ者は、100万円以下の罰金に処することとした(改正法第46条第1項)。

###### (2) 販売に際しての情報提供の方法等

第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他環境省令で定める動物の販売を業として営む者(以下「犬猫等販売業者」という。)は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により書面又は電磁的記録を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報を提供しなければならないとした(改正法第21条の4)。

(3) 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限

犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示してならないこととした（改正法第22条の5）。ただし、改正法施行後、平成28年8月31日までの間は、生後45日を経過するまでの間と読み替えて適用し、その後は、別に法律で規定されるまでの間は、生後49日を経過するまでの間と読み替えて適用する（改正法附則第7条第3項）。

(4) 勧告及び命令

都道府県知事は、第一種動物取扱業者が前記(2)、(3)の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を取るべきことを勧告することができる（改正法第23条第2項）こととし、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした（改正法第23条第3項）。

(5) 犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等

犬猫等販売業者は、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至った日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日等を記載し、これを保存し、及び一定期間ごとに所有していた犬猫等の種類ごとの数等について、都道府県知事に届け出なければならないこととした（改正法第22条の6第1項及び第2項）。

また、都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生状況に照らして必要があると認めるときは、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができることとした（改正法第22条の6第3項）。この規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかった者は、30万円以下の罰金に処することとした（改正法第47条第2項）。

(6) 第二種動物取扱業

一定の飼養施設を設置して動物の取扱業を行おうとする者は、都道府県等が犬又は猫の引取り等を行う場合等を除き、飼養施設の所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこと（改正法第24条の2）とし、この規定に違反して、届け出をせず、又は虚偽の届け出をして第二種動物取扱業を営んだ者は、30万円以下の罰金に処することとした（改正法第47条第1項）。

本条でいう「動物の取扱業を行おうとする者」とは、動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示等を業として行う者であり、営利性を有する場合は、第一種動物取扱業者に該当する。

また、取り扱おうとする動物の数が動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成25年環境省令第8号。以下「省令」という。）第10条の5第2項で定める数（牛、馬等の大型動物又は特定動物については3以上、犬、猫等の中型動物については10以上、それ以外の動物については50以上、大型動物及び中型動

物を併せて10以上、小型動物を含めて併せて50以上飼養又は保管する場合)に満たない場合についても除かれる。

なお、省令第10条の5第3項の規定により、警察職員が警察法第2条第1項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合には、同条の規定から除かれる。

### 3 周辺の生活環境の保全等に係る措置

- (1) 周辺の生活環境が損なわれている事態として、騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等を例示した(改正法第25条第1項)。
- (2) 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができること(改正法第25条第3項)とし、この規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとした(改正法第46条の2)。

なお、「環境省令で定める事態」は、動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生している事態等である(省令第12条の2第1号から第6号)。

### 4 罰則の強化

- (1) 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者に対する法定刑について、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に引き上げた(改正法第44条第1項)。
- (2) 愛護動物に対する虐待の例示を加え、その虐待を行った者に対する法定刑について、100万円以下の罰金に引き上げた(改正法第44条第2項)。

愛護動物の虐待の例示として

- ・ 給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること
- ・ 自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと
- ・ 排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること

を示した。

- (3) 愛護動物を遺棄した者に対する法定刑について、100万円以下の罰金に引き上げた(改正法第44条第3項)。
- (4) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、許可を受けずに特定動物を飼養し、又は保管した等の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して5,000万円以下の罰金刑を科すこととした(改正法第48条)。

### 5 獣医師による通報

獣医師に対し、みだりに殺傷又は虐待を受けた動物を発見した際に、都道府県知事その他の関係機関への通報に係る努力義務規定を設けた(改正法第41条の2)。

「その他の関係機関」には、警察、市町村等が該当する。

### 第3 取締り上の留意事項

#### 1 動物虐待・殺傷事犯の対応

動物の虐待・殺傷事犯は社会的反響の大きい事犯であり、特に、刃物等凶器使用による動物殺傷事犯については、国民の不安感を醸成することから、迅速な捜査により被疑者の検挙につなげ、続発防止を図ること。

また、動物虐待については、改正法第44条第2項で虐待の例示が加えられたものの、個々の事案により、当該行為が虐待にあたるか否かについて、都道府県等の担当部局に照会するなどし、事実の特定にあたること。

#### 2 地方公共団体の担当部局との連携の強化

都道府県等の担当部局との情報交換による事案の把握に努めるとともに、事案発生時における対象動物の保護にかかる迅速な対応を念頭に置いた連携の強化を図ること。